

環境農林水産常任委員会会議録

平成19年10月29日

場 所 第4委員会室

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 押 川 修一郎

平成19年10月29日（月曜日）

午後2時1分開会

会議に付託された議案等

○環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査

○その他報告事項

- ・「第9回全国和牛能力共進会」における本県の躍進について
- ・平成19年産早期水稲被害に係る農業災害補償制度上の対応について
- ・不適正な事務処理により取得した備品の登録一覧・備品台帳（写）・写真について
- ・「書き換え」により購入した品目一覧について
- ・農林振興局（西臼杵支庁を含む）と農業改良普及センターの再編について
- ・株式会社山形屋のオンラインショップに係る「鶏炭火焼」の誤表示について
- ・高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルの改訂について
- ・うなぎ産地偽装問題に関する対応について

出席委員（9人）

委員	長	押川	修一郎
副委員	長	山下	博三
委員		外山	三博
委員		坂口	博美
委員		井本	英雄
委員		中野	一則
委員		満行	潤一
委員		松田	勝則
委員		権藤	梅義

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農政水産部

農政水産部長	後藤	仁俊
農政水産部次長 （総括）	西田	二郎
農政水産部次長 （農政担当）	黒岩	一夫
農政水産部次長 （水産担当）	佐藤	信武
農政企画課長	玉置	賢
農水産物 ブランド対策監	服部	修一
団体調整監	假屋	義成
地域農業推進課長	岡崎	吉博
担い手対策監	土屋	秀二
営農支援課長	米良	弥
農業改良対策監	吉村	豊
消費安全企画監	吉田	周司
農産園芸課長	小八重	雅裕
畜産課長	荒武	正則
家畜防疫対策監	押川	延夫
農村計画課長	佐藤	公一
技術検査監	桑畑	政廣
国営事業対策監	矢方	道雄
農村整備課長	原川	忠典
水産政策課長	桑原	智
漁業調整監	那須	司
漁港漁場整備課長	関屋	朝裕
漁港整備対策監	野田	和彦
総合農業試験場長	齋藤	尚
県立農業大学校長	松尾	通昭
畜産試験場長	児玉	盛信
水産試験場長	田代	一洋

事務局職員出席者

議事課主幹 老岐 哲也

○押川委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会いたします。

お手元の委員会の日程案をごらんください。

本日は、農政水産部の不適正な事務処理等の報告事項の審査を予定しております。

なお、環境森林部につきましては、資料提出のみといたしておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

日程案のその他の中で、早期水稻の今回共済組合等から支給された部分の説明と、未申請部分の3億から4億、宮崎県のほうに積立金を取り崩して対策を打っていただくということで回答が来ておりますから、これも農政のほうから説明をいただくようにしておりますので、そのような日程の中で進めさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。執行部入室のため、暫時休憩をいたします。

午後2時1分休憩

午後2時5分再開

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

協議に入ります前に、午前中、水産関係でありますけれども、宮崎県の浮き魚礁の調査をさせていただきました。成原課長補佐初め、3名の職員の方の随行をいただいて、我々も初めての場所に行ったところであります。取締船「たかちほ丸」の現状なり、水産における宮崎県の置かれている立場等も我々委員会として勉強させていただいて、今後はそのことも委員会の中

で十分活用できるように頑張っていきたいと思っております。まずはお礼を申し上げたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、執行部から報告事項の説明を求めますが、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いします。

○後藤農政水産部長 農政水産部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、お礼を申し上げます。去る10月26日に水産会館におきまして、平成19年度宮崎県水産振興祭を開催いたしましたところ、県議会におかれましては、大変お忙しい中、御参加を賜り、誠にありがとうございました。また、本日は、先ほど委員長からお話ございましたが、早朝より、水産調査として、漁業取り締まり、浮き魚礁の整備状況などについて調査・御指導いただきまして、ありがとうございました。

それでは、座って説明させていただきます。

環境農林水産常任委員会資料を1枚おめくりいただきたいと存じます。左側のページをごらんいただきたいと思っております。本日は説明事項が8項目ございますが、私のほうから①と②について御報告させていただきます。③から⑧につきましては、後ほど関係課長、対策監より説明させていただきます。

まず、早速でございますが、1ページ目の資料、1つ目の報告でございます。第9回全国和牛能力共進会の成績等についてでございます。

去る10月11日から14日にかけて、鳥取県において開催されました第9回全国和牛能力共進会における本県の成績についてでございます。全国から出品されました494頭を対象に、9つの部門ごとに審査が行われたところでございます。その結果でございますが、下の2の表に書いてございますように、9部門のうち7部門で優等

賞首席、さらには種牛の部、一番右端の縦にくくってございますが、それから肉牛の部、この両部門において、特に優秀なものに与えられますグランドチャンピオン、いわゆる内閣総理大臣賞でございますが、これを受賞するという過去に例のない際立った成績をおさめることができました。これはひとえに、生産者を初め、関係者が一丸となった宮崎牛のブランド対策に向けたこれまでの取り組みのたまものであり、改めて、今回受賞された生産者及び関係機関・団体の皆様にお祝いと感謝を申し上げたいと存じております。県といたしましては、今後より一層、品質向上やPRに積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、2つ目の報告でございます。資料を1ページお開きいただきまして2ページをごらんいただきたいと思っております。平成19年産早期水稻被害に係る農業災害補償制度上の対応についてでございます。

台風4号等の被害によりまして、甚大な被害が発生いたしました平成19年産水稻に関しまして、これまで県といたしましては、国に対し、被害農家への共済金の支払いや特例的救済措置を要望してまいりましたが、10月12日付で、2ページに掲げてありますとおり、農業共済の特別積立金を活用した未申告農家に対する経済支援の実施が農水省から発表されたところでございます。また、3ページにございますように、10月23日には、品質低下を考慮した特例措置に基づく共済金が、時期を前倒しして被害農家に支払われたところでございます。この内容につきましては、後ほど担当対策監のほうから具体的な数字を報告したいと存じます。

最後になりますけれども、9月定例会中の委

員会において、委員から指示のありました畜産の飼料価格高騰に関する資料、これを別途提出させていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○玉置農政企画課長 農政企画課でございます。

まず、不適正な事務処理についてでございます。本日は、全庁的に各常任委員会共通で報告することとされました資料、1から3でございます。及び前回の本委員会でご要求のありました資料4について提出をしております。

まず、資料1でございます。不適正な事務処理で購入した備品の一覧でございます。不適正な事務処理で購入した備品につきましては、9月末を目途に各所属で備品登録を進めてまいりましたけれども、資料1のとおり登録をしたところでございます。所属名、品名、規格、取得年月日等を記載しております。なお、右端は後ほど説明いたします写真の番号でございます。

資料1の8ページ目をお開きいただきたいと思っておりますけれども、これから先につきましては、配分や肩がわりを行った所属で購入をした備品の一覧でございます。南那珂農林振興局から日南県税事務所ほか4所属へ肩がわりを行っており、そこで購入した備品の一覧でございます。

資料の9ページにつきましては、他の所属から受けた配分により購入した備品の一覧でございます。総合農試の亜熱帯作物支場が油津港湾事務所から受けた配分により購入した備品、及び県立農大校が西臼杵支庁から受けた配分により購入した備品の一覧でございます。

続きまして、資料2でございます。大部なものでございますけれども、これは登録いたしました備品台帳の写しでございます。備品台帳は各所属に保管しておるところでございますが、

本来、サイズはA4判ですけれども、件数が多いことから、2分の1に縮小して両面コピーとさせていただきます。なお、業者名につきましては非公開とさせていただきますので、黒塗りさせていただきますが、御了承いただければと思います。

続きまして、資料3でございます。各所属で購入した主な備品の写真でございます。100万円以上の重要備品及び9月5日に公表されました全庁調査報告書において不適切な使途として例示されたものに記載されたものの備品のほか、各所属で購入したもののうち金額の高い順から18品目までを掲載しておるところでございます。なお、パソコンなど同一品目を複数購入している場合は、パソコンということで一品目として掲載をしておるところでございます。

先ほどの資料1の表の右端に番号が振ってございましたけれども、この番号が、資料3にそれぞれ番号が出てきますが、それと符合しています。

次に、権藤委員から要求がありました書き換えにより購入した物品の一覧につきましては、資料4として取りまとめてございます。所属名、品目名、取得年月日、取得金額を記載してございます。また、備品に限らず、消耗品についてもすべて記載をしているところでございます。

最後に、井本委員から裏金によらない肩がわりについての御質問がございましたけれども、農政水産部全所属を対象に18年度、19年度分について調査を行いました結果、そういう該当はございませんでした。

不適正な事務処理については以上でございます。

続きまして、本体資料に戻っていただきたいと思っております。⑤、4ページ目でございます。組

織改正のことについてでございます。県におきましては、1の(1)にありますとおり、平成19年6月に策定いたしました行財政改革大綱2007に基づきまして、簡素で効率的な行政組織を整備する観点から、出先機関の再編を進めているところでございます。農政水産部におきましては、(2)にありますとおり、担い手、ブランド等の地域における農業振興施策を効率よく効果的に実施するため、農林振興局と農業改良普及センターを統合することとしています。具体的には、2の再編案に記載をしておりますけれども、農業改良普及センターを農林振興局の内部組織とすることで、行政と普及、ハード部門とソフト部門の連携強化を図り、各部門が一体となって地域農業を推進していく体制を構築したいというふうに考えています。なお、普及センターの施設につきましては、普及業務の拠点として管内の農家までおおむね1時間の場所に位置しておりますし、また、会議室や研修室等農家や各種団体等から幅広く利用していただいておりますことから、引き続き施設としての農業改良普及センターは存続させ、そこに普及業務を行う職員を配置することとしたいと考えております。今後の具体的な組織体制につきましては、引き続き検討を行った上で、20年の4月から新しい組織をスタートさせたいというふうに考えています。

農政企画課からは以上でございます。

○荒武畜産課長 委員会資料の5ページをお開きいただきたいと思っております。

6番目の項目でありますけれども、株式会社山形屋のオンラインショップに係る鶏炭火焼の誤表示についてでございます。

まず、山形屋の記者発表の内容でございますが、平成19年3月11日から8月4日までの期間

に、山形屋ホームページ及び楽天市場の山形屋オンラインショップ上で、鶏炭火焼を地鶏炭火焼と誤って表示して販売していたということでございます。なお、商品自体の表示に問題はありませんでした。

次に、(1)の販売状況等でございますけれども、表にありますとおり、オンラインショップで販売された誤表記の商品ですが、地鶏炭火焼と冷や汁セット、地鶏炭火焼セットの2品目でございます。地鶏という表記がなされておりました。販売期間中の全部で260名に販売しておりました。金額は116万9,700円だったということでございます。

次に、(2)の公正取引委員会が山形屋に調査に入った経緯でございますけれども、まず、8月20日に公正取引委員会より山形屋に、鶏炭火焼の件で調査したいと連絡があったということでございます。それを受けまして、8月21日に社内で調査をしたところ、誤表記が判明したということでございます。その翌日の8月22日には、オンラインショップ上におわび文を掲載し、あわせて返金の作業を開始しております。また次の8月23日ですが、公正取引委員会による事情聴取を受けまして、その後約2カ月経過しておりますけれども、10月24日に山形屋が記者発表を行ったということでございます。

次に、2の県への調査、報告等でございます。9月27日に公正取引委員会による県及び関係団体の聞き取り調査が行われましたが、この内容につきましては、地鶏の定義等についての照会でございます。公正取引委員会からは、個別案件の内容については全く教えていただけませんでした。その後、公正取引委員会から何の連絡もないままに、10月23日の夕方に山形屋から県へ、誤表示について近々公正取引委員会から

処分があるという旨の報告があったところでございます。それを受けまして、次の日の24日、山形屋に対し、事情聴取、事実確認等を行ったところでありまして、同時に、行政への報告がおくれた理由、また誤表示による宮崎県産品のイメージダウンに対する山形屋の今後の対応、及びコンプライアンス遵守体制の改善、これを求めまして、てんまつ書の提出を指導したところであります。その結果、26日には、知事あてにてんまつ書が提出されております。その中で、行政への報告がおくれた理由につきましては、公正取引委員会から調査期間中の行政機関への報告は控えるように言われていたということでございました。

最後に、今後の県の対応でありますけれども、現在、公正取引委員会の公式発表はまだなされておきませんので、今後の公正取引委員会の措置等も見きわめながら、所要の対応を関係部局と連携して行っていきたいと、そのように考えております。以上でございます。

○押川家畜防疫対策監 高病原性鳥インフルエンザの防疫マニュアルの改訂につきまして御報告いたします。

委員会資料の6ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1の改訂の経緯についてでございますが、平成16年1月から3月にかけて、我が国では、79年ぶりに山口県、大分県、京都府において高病原性鳥インフルエンザが発生したところであります。このため、国は、平成16年11月、防疫の取り組み方法やガイドラインを示した高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針を策定し、本県におきましても、この防疫指針に基づいた高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルを策定したところであります。しか

しながら、ことし1月、本県において3例の高病原性鳥インフルエンザが発生し、短期間ではございましたが、防疫措置を終了できました。しかしながら、2に示しましたような問題等に直面したところであります。諸般の防疫マニュアルでは、防疫作業において次々に起こる想定外の事例に対応できなかつたり、防疫従事者の受け入れや現地でのサポート体制において一部不備があり、従事者の安全や健康管理の必要性を痛感したところであります。また、市町村との役割分担が明文化されてなく、現地対応に時間を要する場面もあり、防疫マニュアルの改訂に取り組むことといたした経緯がございます。

主な改善点につきましては、3で示しておりますが、防疫マニュアルの13ページ、付せん1をごらんいただきたいと思っております。このように、届け出から初動防疫終了までの経時的な流れを具体的に図式化し、示しております。次に、68ページの付せん2をごらんいただきたいと思っております。参考資料6で、防疫従事者の作業内容を説明しておりますが、このページに示すように、多くの写真を配置しまして視覚的かつ理解しやすい構成に努めております。

委員会の資料にお戻りいただきたいと思っております。3の(2)(3)をごらんいただきたいと思っております。現地対策本部の構成では、3カ所の家畜保健衛生所が連携することでより効率化を図ったり、防疫作業の安全性を確保するために安全管理者を配置することといたしました。また、農業改良普及センターにサポート班を新設し、防疫従事者の手配の効率化や健康管理の充実を図ったところであります。さらに、市町村との役割分担や連絡体制等を明文化いたしまして、連携の効率化と作業の迅速性を図ることといたしました。今後、国の指針の見直し等を踏

まえ、いろいろと軽微な改正を行っていきたいと考えております。

防疫マニュアルの構成を4に示しておりますが、このように、3章から成る防疫マニュアル、参考資料及び各種様式の3部構成となっております。132ページを擁しております。今回は、家畜保健衛生所等の家畜防疫員のみだけでなく、行政や関係団体の職員、養鶏農家の方まで理解できる内容とし、10月2日、高病原性鳥インフルエンザ防疫推進大会を開催しまして、本県関係者への周知はもとより、全国の各都道府県にも配付したところであります。

本年度も、冬本番を間近に控えておりますことから、県庁のホームページ等にも掲載いたしまして広く周知を図ってまいりますとともに、関係者と一体となり、侵入防止対策に万全を期してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○桑原水産政策課長 ウナギ産地偽装問題に関する対応について御報告いたします。

7ページをごらんください。

まず、1の2業者に対する指導についてであります。9月28日、2業者への厳重指導を行い、10月26日に今回の事案の2業者から、不適切な表示で販売をした活鰻の点検・是正、適正な産地伝達に向けた再発防止対策に関する報告書を受領し、内容を確認いたしました。①のとおり、不適切な表示で販売した活鰻の点検・是正につきましては、販売先に対して在庫の有無の確認を行い、在庫のあったものについては適正な表示により流通されるよう対応を終え、また②のとおり、工程管理表を策定するとともに、国産と外国産を区分する方法を導入することにより、正確な産地情報の伝達をできる体制を整備したとの報告を受けております。

2の業界に対する指導につきましては、10月2日から12日にかけて、県内の全養鰻業者及び問屋を職員が訪問し、表示の適正化や消費者の信頼に基づくブランドの重要性について指導を実施いたしました。

3の業界の自主的な取り組みにつきましては、県内の全養鰻関係者が適正な生産情報伝達を行う等の宣言を行うとともに、社団法人宮崎県シラスウナギ協議会において、積極的な情報提供に取り組むための体制の整備がなされました。この自主的な取り組みに関しまして、①10月2日から12日にかけて、県は全養鰻関係者の宣誓書作成に向けて要請を行いました。②10月18日、シラスウナギ協議会において、消費者、学識経験者、量販店等の意見を聴取するため、委員会の設置が決定されました。③シラスウナギ協議会及び卸売業者一同として、より信頼ある産地へ「宮崎うなぎ産地安全安心とりくみ宣言」の実施がなされました。④の他県への働きかけにつきましては、10月3日及び9日に、今回の事案に係る加工業者等を管轄する県に対し、職員を派遣し、偽装ウナギに関するJAS法上の適正な表示に向けた協力を要請いたしました。⑤の国への要請につきましては、10月11日に、食品の業者間取引に関し、業者に対応する場合に、JAS法における調査指導等の基準づくりと、県の権限の明確化、迅速な情報交換の仕組みづくりを国に要望いたしました。⑥の食品関係業界への働きかけにつきましては、10月12日に、農畜水産物の生産者、加工・流通関係業者に対し、食の安全・安心の確保に向けた意識の醸成とJAS法や食品衛生法などの法令の遵守のための要請文書を発出いたしました。以上でございます。

○**假屋団体調整監** 早期水稲の共済金の支払い

について、先ほど部長のほうから報告資料の2ページと3ページによりまして御説明申し上げましたが、もう少し数字的なものも踏まえて御説明いたします。

3ページは、農業共済組合連合会が10月22日に記者発表した資料でございますが、これによりますと、共済金の額が全体で9億5,420万4,396円ということでございます。今回の共済金の支払いについては、品質低下分も踏まえて特例措置として支払ったわけでございます。申告のあった農家だけが今回の支払い対象となったものでございます。今回の品質低下分を見ない前の通常の共済金で計算しますと、全体で5億2,525万668円でございます。品質低下分を見た後が、先ほど申し上げました9億5,420万4,396円でございます。組合ごとの内訳を申し上げますと、NOSA Iみやざきが総額で9億288万1,770円でございます。北部が特例措置後の数字が5,132万2,626円でございます。10アール当たり換算しますと、特例措置前が全体で2万5,600円でございますが、特例後が3万9,001円となります。NOSA Iみやざきが2万5,897円が3万9,917円、北部のほうは2万1,998円が2万7,783円でございます。

○**押川委員長** 対策監、資料でわかるように提出をお願いいたします。

○**假屋団体調整監** それでは、今の数字を資料にまとめて後から御報告いたします。よろしく申し上げます。

○**押川家畜防疫対策監** 資料の訂正を1点お願いしたいと思います。先ほど説明いたしました6ページをお開きいただきたいと思います。1番目の改訂の経緯の項で、一番上の行でございます。平成16年1月、山口県において93年ぶりという表記にしておりますが、79でございま

す。93を79に御訂正方をお願いしたいと思いません。以上でございます。

○押川委員長 以上で執行部の説明が終了いたしました。委員の皆さん方、御質問があればよろしくをお願いいたします。

○井本委員 資料2を見ると、黒いあれがしてあるんだけど、これをやれば個人情報とか何かあるのかもしれないけれども、どういうマイナスがあるんですか。これは、業者の名前でしょう。

○玉置農政企画課長 はい、業者の名前でございます。

○井本委員 業者の名前を公表することはどういう被害があるのか、どういうことで不都合があるのか、ちょっとお聞かせください。

○玉置農政企画課長 今回の不適正な事務処理の調査自体も、そういった関係業者に御協力いただきながらわかるものについて精査をしてきたところでございます。それに当たっては、協力という形で名前についてもそこは出さないような形で調査をお願いしてきているところでございまして、今回の台帳につきましても、こうやって外へ出すときは業者名については伏せて御提出をさせていただいたと。調査の流れの中で、この場ではこういう形で整理をさせていただいたということでございます。

○井本委員 それはそちらの立場の考え方でしょうけど、県民の考えとしては、県庁の職員と業者とがつるんで無駄な金を使ったと、こういう感覚があるわけですから、我々県民サイドからすれば、共犯だというぐらいの気持ちですよ。それを出せないということ、そんな理由だけじゃちょっと済まんような気がするんですがね。

○玉置農政企画課長 確かに県民からすれば、こういった不適正な事務処理というのは非常に

問題があるし、ただ、業者につきましても、その認識度の違い等々ございますと思いますけれども、今回の調査全体の中で、業者名については公表しないという形で理解も得ながら進めてきたということでございます。基本的には不適正な事務処理を起こしたのは県庁のほうでございまして、今後の対応策の中でしっかりそういったことのないような形で進めていくというのが我々の使命であるというふうに考えてございます。

○井本委員 水かけ論になるんだけど、彼らもある程度、こんなことをやっていてよかったのかという予測というか、そういうものは恐らくあったと思うんですね。これは不正じゃないのかなと。それでもだらだらとずっとやってきたというようなことがあるんじゃないかと思うんです。我々はこんなものを出されて、どことやったのかさっぱりわからん。これでは、わかりましたというと……。これは我々だけだったら公表してもらえるわけですか。表に出さんのだったら。我々もその業者のところに行って、本当にあったんですか、これとは、実際聞きたいわけですね。極端なことを言えば、あんたたちが全部書いてしまって、張ってしまったら、これはないということも言えるわけだね。我々に言わせれば証拠にも何もならんと。

○玉置農政企画課長 この資料につきましても、全庁調整をしてこういう形でやるようにというふうな形になってございますので、我々だけで判断をして決めたわけではございません。出し方についてはまた御相談をさせていただくしかないと思っております。我々だけで判断権がないものでございますので、そこは総務部関係とか御意見を伺ってまたどう対応するかというのを考えていかなければならないと思います。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○外山委員 2点お尋ねをしたいんですが、まず最初に、4ページの振興局と普及センターの再編についてお尋ねしたいんですが、これはすべての普及センターを近くの振興局に統合するということですね。

○玉置農政企画課長 はい、そのとおりでございます。

○外山委員 そうなりますと、簡素で効率的な行政組織を整備するということでしょうか、当然人員が減ってくると思うんですが、この統廃合によって人数は、現行の人数からどのくらい減るんですか。

○玉置農政企画課長 具体的な数字はこれから精査をし、中身の組織もしっかり詰めていかなければならないと思いますけれども、例えば一つありますのは、今、普及センターの所長がおりますけれども、そこが今度は振興局の次長という形で内部組織の中に入るというふうなことを今検討してございますので、そういったことに伴う職員の減ということもあり得るかなという形でございますけれども、具体的な組織の中身についてはこれから議論をしていきたいと思っておりますので、今のところ確たる数字はございません。

○外山委員 統合するんだったら、やっぱり相当思い切ってやらないと、センター長がいなくなるから1人減ってその関係のくらいじゃなくて、管理部門は一つにすれば相当な人員削減ができると思うんですよ。それから、その場合、統合しても普及センターはそのまま使うということになるんですか。

○玉置農政企画課長 はい、今あるセンターの施設はそのまま使う予定でございます。

○外山委員 さっき言いましたように、せっか

く思い切ったことをやるのであるならば、相当思い切った、それによって人員削減ができるような形でやらないと、ただ上から言われたからということでお茶を濁すようだったら意味がないと思うんですね。そのことだけ申し上げておきます。

もう一点、ウナギの偽装の問題ですけれども、7ページ、今後、外国産を区別する方法を導入するということが書いてありますが、これは具体的にはどんなことを考えておるんですか。

○吉田消費安全企画監 立て場といいますか、ウナギを持ってきて立てる場所も区分をしますし、入れ物自体から色を変えてははっきりわかるようにするだとか、名札を常につけておくだとか、入った段階からずっとそこに管理者を置いて管理をしていくということでは対処したいと思っております。

○外山委員 外国産かそうでないという場合、稚魚を持ってくる、稚魚から中間ぐらいのやつを持ってくる、そして出荷するとき、国産品になるのか、外国産品になるのか、そこ辺の区分けは今どういうふうになっているんですか。

○吉田消費安全企画監 今のJAS法でいいますと、飼育した期間の長いところが生産地というふうになっております。

○外山委員 もうちょっと詳しく、長いところというと、例えば1年で出荷をするウナギが、半年以上いたところが原産地になっていくんですか。

○吉田消費安全企画監 飼育日数が多いほうということですから、宮崎で100日というか、例えば台湾で50日飼育されれば、原産地は宮崎というふうにする法律ではなっております。

○外山委員 ということは、もう一度確認しますが、100日としたときに、49日間台湾で育て

て、51日間宮崎だったら、宮崎産で通るということですね。

○吉田消費安全企画監 今ではそういうことです。

○外山委員 そこで最初に戻りますが、そこ辺のところをもう少しわかりやすい形の区分をするというのは、ただ入れておく場所をすべて、稚魚で持ってきたものは、稚魚のときから入れておく場所も変えましょうということですか。

○吉田消費安全企画監 輸入品でございますので、例えば台湾から輸入を持ってきますね、そうすると、品物は関西空港から宮崎の現地に着くんですが、それはまだ保税管理のもとにあります。その間は一切手をつけられませんので、その間、立て場に立たせておきます。保税管理で検査に合格しましたら、そこから手をつけるものですから、輸入物は輸入物として扱っていくということですから、そここのところでまざるようなことをしなければ、輸入は輸入として次にトレースできると思っております。

○外山委員 ということは、先ほどの長く生育したところを産地名とするということとは全然違った方法になるということですね。

○米良営農支援課長 輸入されるものは今のところほとんど成鰻、この業者等が取り扱っていますのは成鰻でございます、シラスは別の形態だというふうに考えております。ですから、輸入された成鰻が、宮崎の池で飼育されたものとちゃんと区分されて出荷されるように、表示も適正にされるようにということで、この業者の対応をするようにしておるところであります。

○外山委員 ということは、台湾とか、フランスから今入っているのかな、稚魚が、シラスが来ておりましたよね。今来てっているのかな。シラスであればどこから来ておろうと、成鰻になっ

て出荷するときは国産ということになるわけですか。

○米良営農支援課長 ウナギについて生育期間がどうかという規定はまだないんですけども、先ほど企画監が申し上げたように、生育期間の長いほうを原産地としてとらえるというふうになっておりますから、シラスを池入れして宮崎で成鰻に育てた場合には、生育日数は宮崎のほうの方が長いということで、宮崎産というふうに考えられるものと思っています。

○外山委員 先ほどの輸入したときから場所を決めて育てるという話とちょっと違ってくるんじゃないですか。

○那須漁業調整監 お答えします。今のお話は、まず、フランス産のウナギは、今現在、全くといっていいほど日本には入っておりません。中国だけです。それと、台湾のウナギも日本のウナギも基本的にはアンギラジャポニカで日本ウナギなんです。7ページの②の国産と外国産を区分するという事は、輸入物ですから、国内産と台湾から入ってきたのをしっかり別ルートできちんと分けて区分して、台湾産は台湾産、日本産は日本産として仕分けするという事でございます。

○外山委員 そこは、今の説明だと、成鰻までずっと輸入ウナギでいってしまうということじゃないの。

○那須漁業調整監 成鰻で国内に入ってきていますので、飼育期間は当然台湾のほうの方が長いわけですから、それはそのまま台湾産なら台湾産、中国産なら中国産として流通させると。その仕分けが今まであいまいなところがあって混同するところもありましたから、先ほど消費安全企画監が言いましたように、例えば立て場に入れている容器の色を変えるとか、しっかり

分けてする。ですから、入ってくるものは期間が短い長いという問題ではなくて、現在やってきているのは、すべて台湾産は台湾産、宮崎でやっているのは宮崎産というものでございます。

○外山委員 シラスで台湾から入ってきたのは国産になるのか、それとも輸入品で出荷するのかということを知っているんです。

○那須漁業調整監 シラスでは、現在でも日本に入ってきますシラスの中で、早期で入ってくる関係で、宮崎県にはたくさん台湾から輸入のシラスが入っております。ですから、国産でございませう。

○外山委員 ということは、シラスで入ってきた分は、大淀川でとったウナギと一緒に国産で出荷するということですね。

○那須漁業調整監 はい、そのとおりでございます。

○坂口委員 成鰻で入って問屋から販売店に行く場合はそういいんですけど、例えば成鰻で入ったものが何日間かどこかの池に入って、池から池に行くというのは結構あるんです。具体的に言うと、浜松ウナギなんていうのは、実際は生産されていない池がたくさんありますよね。でも、そこらに入る成鰻というのは国内ルールだけでいくわけなんです。こういうものに対しては何も担保されていないということ。池が変わればどうにでもなるということです。何日間か池で保留しておいて相場が上がってから出す。だから、これはお話にならないような区別の方法で、こんなのでは通用しない。その疑問があるからこういう課題が出るだけのこと。

それと、間違いかしらんけど、アンギラジャポニカじゃなくてジャポニカジャパンだったような気がするんです。違うですか。アンギラですかね。

○那須漁業調整監 アンギラジャポニカでございます。

○坂口委員 それと、そこらの工夫というのはされているのかどうか。池から池に移るときです。何百トンというウナギをそのまま即立て場に持って行って即商品に出るということはありません。

○那須漁業調整監 いろんな流通があると思います。今回2業者がやっていたのは、外国から入ってきたものにつきましては、そのまま池には入れていないというふうに聞いております。

○坂口委員 だから、その2業者対策として考えた方法だと言えいいんです。僕は宮崎ウナギで考えている。6万トン入ってくるんですよ、海外から。その中の700トンと1,000トンですよ、2業者が扱った輸入ウナギは。6万トンの中の1,700~1,800トンです。宮崎のウナギの信用をどう高めるかというのに、この2業者を経由するウナギだけに網かぶせたってだめでしょう。それも単年度の平成18年の分ですね、18年から19年。それにかけたってだめでしょう。投機対象でもあるし、それから養鰻業者の経営の一つのテクニックとして、原料で入れて何日間か養って出荷するという方法もある。

だから、その中で1つだけ今後そういう方法がいいかなと評価できるのは、一番長く飼った池があったところを産地とするというやつで、しかも、それには最低限3カ月間以上、通常半年以上で出すとすれば最短の半分で3カ月以上、そうすれば、静岡県、愛知県、鹿児島県、ずっと経由してきて、池から池へ移っても、宮崎で3カ月以上されていけば宮崎表示を許しますよ、そのためのしっかりした、宮崎物であるないの判断ができるような対応をしますよというふうにならないと、保税管理がほどこれた時点で、

後はもうどうにもわからんというようなやり方では、これは絶対ざるですよ。だってそれが即出荷されるわけじゃないですもの。そこらはちょっと甘いと思うんですよ。どんなですか、自信ありますか。

○吉田消費安全企画監 私どもの調査では、保稅の立て場に立てて、終わった段階では、極力早く次の加工場に流すようにしていると。台湾から入れると、どんどんやせていくので、極力ほどいていい段階になったところで再度選別をし直して、そのまま次の業者に送るというふうに、今回の調査で私どももお聞きしましたので、それならそうだろうと。そこをきっちり押さなければいいかなというふうに感じたところでございます。

○坂口委員 例えば出荷するときは、池ごとハウマッチで揚げるんですよ。そういうときに6本物、5本物、7本物と仕分けして原料から原料に行くんです。立てていれば体重が減るように、一晩立てて5%、二晩、三晩で6~7、だから、3日ぐらいが立てるとしても限度で、その流通の都合では池入れというのをやるんですよ、やせないように。そしてえさを与えるんです。その池から出ていったときは国産物じゃないですか、そんなやり方じゃ。立てていたものが蒲焼きにされたというものを確認すればいいですよ。立ててあったものを確認して、ちゃんと色分けして立てていましたで、それがどこに行ったかわからないでは、どこに行こうとそれは確認とれないじゃないですか。やせるから10日も20日も1カ月も立てていないですよ、どこかの池に入れますよ、売れ残りを。商売ですから、もうからない売り方はしないんです。土用前というのはぐーんと上がるか、横ばいか、下がるか、それはやってみなきゃわからん世界で、

毎日の相場と朝晩見ながらやっていくんですよ、問屋というのは。赤字を打つときに経営するための維持資金があれば当然池入れやります。だから、そういうことで、短絡的にこの年にやった700トンのウナギがそうだから、これに網がかぶりますなんていうんじゃ、甘過ぎると。それで自信持てるのって、二度と起こさない、それを聞いているんです。甘くないかということ。やれるというならやれるでいいんです。

○桑原水産政策課長 今、委員から指摘を受けました問題も含めて、先ほど御報告いたしました宮崎うなぎ安全安心推進委員会の中で議論を深めたいというふうに思います。

○坂口委員 だから、その議論を終わって、それなら完全に確認が担保できるというのがあってからじゃないと、こんなものをここで報告すりゃ、今のような質問が出てくるんですよ。これはそれで置いておきます。

次に、改良普及所の統廃合だけど、今から体制を詰めると言っていますね。これは行政改革大綱に沿って大規模な、基本から見直す改革なんだということを言っているけど、どういった需要がどこに生じるのかも見ていなくて、それにどういう体制が必要ということもわからないままに、ただ普及センターは今回見直しの対象にするというのは、最初に普及センターありきで、行政改革大綱に沿った見直しじゃないような、普及センターをなくすというか、普及センター見直しということですね。そこらでどう考えているのか。本当に普及センターを組織改革の対象にすべきなのか。それを一つと、それから、センターと銘打つからには、責任者がそこで決裁ができなきゃ、決裁はどこでやるんですか、責任者はどこにいるんですか。

○玉置農政企画課長 まず、組織の再編の考え

方ですけれども、行革大綱には、再編ありきではなく、それぞれの部署のあり方を考えようということでございました。その中で、振興局、普及センター、それぞれ役割は違う部分もある一方で、今の担い手、特に集落営農とかいろんな部分では重なり合う部分も非常に多く、共同で仕事をしたほうが効果が上がるのではないかというようなものも、ある部門においてはあるという認識をしております。そういった部分では、今後は一体となった取り組み、そしてそれぞれの役割はそれぞれで持ちながらという形で行政を進めていくのがやはり時代の流れに合っていて、かつこういった財源厳しい中で生きていくには必要なことかということで、今回こういう形で検討をしていこうというふうになったものでございます。

また、決裁の体制につきましては、基本的にセンター長は振興局の次長という形になりますが、まずは次長に全体の組織把握、組織の管理を任せただけで、しかも振興局ではなくてセンターのところに置きますので、センターのトップとしてそこに配置をさせていただこうと今考えておりますので、人材把握とか調整活動については、今と変わらないセンター長としての役割を担いながらそこは進めていくというふうに考えております。

○坂口委員 そうしたら、それは名称を駐在所なり何なりに改変すべきじゃないんですか。センターといたら、センターの長がいるべきですよ。どこかの次長がそこに行ってセンターの……。内水面振興センターでもそうじゃないですか、センターとすれば責任者がそこにいて。どこかと連携とりながらの事業なんていうのはおかしいですよ。普及所が持っているものと振興局が持っている事業を一体的に進めると

なったら、やっぱりその傘下に入るべきじゃないかなという気がするんです。すべてそこで取り仕切るなら何も次長……。所長を次長に変えただけということで、そうすると今度は名称から変えないとちょっと矛盾しているような気がするんです。

○玉置農政企画課長 私たちもそこら辺非常に悩みはあるんですけれども、一応法律が、まず普及センターについては、改良助長法というのがありまして、普及センターというネーミングが法律上ありますので、名前をどうするかはありますけれども、普及センターという位置づけにつきましては、法律的なものもございまして、しっかり残していきたいと思うんです。その実際の組織上の名前のものとして普及センターとするかどうか。我々としては、法律の名前があるからそういう名前を存置したいと思うんですが、また検討して、できる限り決裁権もその長に、今、次長と考えていますけれども、与える形で進めていきたいと思っています。

○坂口委員 それじゃ、何も振興局の次長とせずに、その所属長で最高の責任者として所長とすべきだと思うんです。でなければやっぱり名称を変えるべきですよ、センターというのを駐在所とか。振興局の出先機関たる何らかの名称に変えるべきと思うんです。

○玉置農政企画課長 引き続きそこは検討させていただきます。

○坂口委員 この名称を変える変えないというのは、議会の議決事項に付すか付さないかというぐらい重大な問題なんです。改良助長法がまだ生きている限り、それに伴った施設なら、そこはちゃんとしたものを置くべきですよ。これは余りにも小手先を使い過ぎで、あわよくば

議会の議決対象にせんでもいいわというようにしか僕らには見えないんです。今のようものを整理されなくての見直しでしょう。これもやっぱり僕は問題があると思うんですよ、議会に提出するさっきのウナギの今後の信頼回復に向けての取り組みの考え方とかこれの考え方とか。

○玉置農政企画課長 名称については考えさせていただきます。センターは、普及改良助長法も今、必置規制が抜けているので、必ずしもセンター等置かなくてもいいというのがありますので、そこは踏まえて引き続き検討いたします。

○中野委員 山形屋の誤表示についてお聞きしますが、地鶏でないものを地鶏の炭火焼ということで販売しておったということで指摘されたと思うんですが、いわゆる炭火焼という内容ですね、これが地鶏でなかったということですから、ブロイラーなのか、廃鶏なのか、その他なのか、わかっているわけですか。

○荒武畜産課長 今回の商品につきましては、ブロイラーの炭火焼でございます。

○中野委員 これが問題になったのは、恐らく知事のあのシールが張ってあったことから表ざたになって、公正取引委員会が動いたというふうに新聞に書いてあったようです。この問題、いわゆる地鶏という定義がされていない、今後、地鶏の定義をきちんと整理せにゃいかんというようなことも新聞等に載っておりましたが、地鶏の定義がはっきりしていないのにそうでないものという振り分けですね。これは地鶏炭火焼、こっちは普通の鶏、地鶏と鶏、その振り分けというのはどの辺で分けるわけですか。

○荒武畜産課長 今後、公取のほうでどのような判断が示されるのかまだわかりませんが、いずれにしても、ブロイラーの製品を地鶏として販売しているということについて、公取はいか

がなものかという判断をしたというふうに考えておきまして、その他の、地鶏全体の定義が示されるのかもまだはっきりしていません。いずれにしても、何らかの格好で今後きちんと地鶏の定義について見直していくことが必要だろうと思っております。これについては宮崎県だけでいろいろやっても、要するに鶏肉の流通というのは全国に流通しておりますので、あくまでも全国一律で、地鶏というのはこういうものだというきちんとした定義をしていただくように、国のほうにもその要請をしていきたいと考えております。

○中野委員 少なくともブロイラーは地鶏ではないということですね。

○荒武畜産課長 公取の判断がどうなるかわかりませんが、いずれにしても、ブロイラーの製品を地鶏として販売してはいけないということだと考えております。

○中野委員 廃鶏の量というのかなり多いと思うんですが、廃鶏は地鶏として表示して販売していいものでしょうか。

○荒武畜産課長 それについては、従来から御説明申し上げているとおり、一般的な地鶏というものについての明確な定義がないということですので、公取がどのような判断をするかわかりませんが、それについて今のところやったらいけないという明確な根拠法令はないという状況でございます。

○中野委員 知事のシールが張ってある地鶏かあるいは鶏なのかかわかりませんが、炭火焼と書いたものがあつたりして、知事のあのシールの張ったものがかなり市場に流れていると思うんです。定義がはっきりしていないのに、知事のシールが張ったもので、実際は地鶏というふうに販売されたものは把握されておられますか。

○荒武畜産課長 鶏炭火焼の加工品についての流通については、畜産課としましてはまだ把握いたしておりません。ただ、これについては、宮崎県の農産物全体のブランドにもかかわることですので、当然関係部局と十分連携をとりながら、その実態について把握していきたいというふうに考えております。

○中野委員 県が奨励しているみやざき地頭鶏ですね、これは正式なルートできちんと販売されていると思うんですけども、みやざき地頭鶏と、地鶏として販売されているものと、消費者に誤解を招くような販売がされることが一番問題になろうと、もしあれば問題になると思うんです。みやざき地頭鶏はきちんとしたもので販売されているのか、再度確認したいということと、みやざき地頭鶏に知事のシールが張っているものもあるわけですか。

○荒武畜産課長 みやざき地頭鶏につきましては、県からしかヒナは出ておりませんし、地頭鶏の協議会の指定された生産者、承認された指定の農家しか出ておりません。その農家の方の販売についても指定店を通じて販売されておりますので、これについてはその管理はしっかりしていると考えております。

みやざき地頭鶏の製品についてシールが張っているかどうかについては、すべてのものに張っているということじゃなくて、シールが張っているものもあるということだそうでございます。

○中野委員 できたら知事のシールは、みやざき地頭鶏とそれから他の鶏ですね、地鶏という定義がはっきりしてからその地鶏に張るように行政指導はできないものでしょうか。

○荒武畜産課長 今のところ、地頭鶏の銘柄を確立するために、地頭鶏協議会としてのシールを張っておりますし、それできちんと差別化を

図っていきたいと考えております。なお、今年度につきましては、さらに生産者番号を全部入れまして、どなたが生産された地頭鶏なのかはつきりわかるように、そこまで対応していきたいと考えております。

○満行委員 山形屋の誤表示について。ウナギのときもそうでしたが、物すごくタイムラグがありました。今回も、山形屋の記者会見発表の内容等聞くと、経過では、8月22日にオンラインショップ上におわび文の掲載、返金作業を開始しているわけです。ところが、発表は10月24日、その前日には県には報告があった。2カ月あるわけですね。県がこのことをいつ知ったのか、それが1つ。あと、公取が言うなと行ってどこにも言っていませんというふうに山形屋が言われていると言っておられますけれども、公取が言ったらだめといたら、それで2カ月も公表せんで済むのか、そのあたりの見解をお願いします。

○荒武畜産課長 県がいつ知ったのかということですが、これは10月23日でございます。2の県への調査、報告等にありまして、9月27日に公取のほうから県のほうに調査がございました。そのときは、あくまでも地鶏とはどういうものですかという、宮崎県でどのようなことを考えていますかという話を中心でありまして、個別案件ということについて全く教えていただけませんでした。ただ、今、ウナギの問題もいろいろありましたので、畜産課といたしましては、また本県のブランドのイメージダウンになると困るということで、10月11日でしたけれども、再度福岡の公取まで出向きまして、内容を教えてくれというふうに言いましたけれども、公取からは一切教えていただけませんでした。そのような対応をとったところでございます。

○満行委員 今、日本じゅう、鶏、地鶏ブームだろうと思うんです。それもあって公取が入っているのかなという気がするんですが、9月議会でもみんなで申しあげましたけれども、消費者は、鶏も地鶏もブロイラーも地頭鶏も区分はわからないんですね。だから怖い。だから、ブランド確立を急にやいかんというふうに考えるんですけれども、地頭鶏だけ宮崎県は守ればいいんだ、地頭鶏しか守れませんという対応では大丈夫なのかなと。知事のマークが張ってあれば、ブロイラーも地頭鶏も地鶏も全く消費者から見えない、勘違いをしている。そこから次にブランド確立の展開はできないんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○荒武畜産課長 一般の消費者といいますか、特に県外から宮崎の炭火焼等見れば、そういうふうに思われているということがあると思っております。そういうことから、今後の地鶏の定義を、国全体として、地鶏とはこういうものだと、これを守らなかったら罰則規定というように、規定をきちんとやらない限り、なかなか宮崎県独自で地鶏というのはこんなものと定義をしても、全国には通用しないと考えておりますので、そのようなことになるように、今、国のほうでも、いろんな偽装の事件を踏まえまして委員会等立ち上げ、その中で検討されているというふうに聞いておりますので、その中でもぜひ取り上げていただくように県としてもお願いをしていきたいと考えております。

○満行委員 ぜひ、その知事マークですね、知事のシールのことも含めて、もう一回県としてしっかり考えてほしいなと要望申し上げておきます。委員長、もしよかったら、不適切な事務処理についてよろしいですか。

○押川委員長 どうぞ。

○満行委員 そちらに移りますが、調査をしていただいて備品台帳も整備をしていただいたということのようですけれども、1つは、所在が不明な備品がなかったのか、もう一つは、職場に現存するけれども、備品台帳がない、そういう備品はなかったのか、お尋ねします。

○玉置農政企画課長 今回は、不適正な事務処理に伴って購入した備品について、すべて備品台帳に整理をしたところでございます。基本的には、預け等で買ったものについては備品台帳にすべて記載したところでございます。なお、実際、不適正な事務処理で買って、その後、故障なりして廃棄したりするものもありましたが、それについても、まずは購入したという事実をきちんと書きとめておくために備品台帳にすべて整理をしてございます。

○満行委員 備品台帳と現物と合わないのは、今、課長がおっしゃった事例しかないんですか。

○玉置農政企画課長 不適正な事務処理で購入したものについてはそうでございます。ただ、普通にちゃんと購入したものまでは調査してございません。あくまでも今回の整理は不適正な事務処理で買った備品についてどう整理をしたかという形で整理をしてございましたので、御提出をさせてもらったものでございます。

○満行委員 もうそこで抑えますが、あと、具体的に見てみるとパソコンの購入が物すごくたくさん出てきますが、パソコンの購入については、配置基準、各職場で配置台数について県の基準があって、我々が聞く範囲では、県の計画どおり配備は終わっている、整備はしているということになっているはずなんですけれども、そのところはどうか。

○玉置農政企画課長 基本的には正職員はそういった形ですが、各部署には非常勤職員もおり

まして、そういった方々にも業務をうまく円滑にやってもらえるような形ができないかということで、不適正な事務処理によって、いけないことをございますけれども、購入したという形が多いのかなというふうに思っております。

○満行委員 ということは、県の基準で各職場にパソコンの台数を決めているけれども、それは現状に合っていないというふうに現場が確認してパソコンを買っているということですか。

○玉置農政企画課長 制度の基準がどうかまでは職場では把握していないと思いますけれども、一人一人行き渡ってうまく資料整理等ができればという思いから、そういった形の購入になったのかなというふうに思っております。

○満行委員 次行きます。ずっとこのリストを見ていると、値段と、何に使うんだろうかとわからないのがいっぱいあります。フラッシュメモリー2ギガ、2ギガってすごい大きなフラッシュメモリーでしょうが、それが2万4,990円で、一体幾ら買っているんだというようなものもあるんですが、具体的に写真でいくと、資料3の12ページの45備品番号と書いてあるハードディスク、これはどう見てもハードディスクじゃないんですけど、これは何なんでしょうか。

○玉置農政企画課長 これは卓上型の、横に画面があると思うんですけども、画面に横づけして、フロッピーを入れたり、CD-ROMを入れたりして読み込む、本体の、起動するための機械でございますので、45番はハードディスクと呼ぶものだと理解をしております。

○満行委員 ハードディスクにフロッピーとか入れませんか、これはコンピューターなんじゃないですか。

○玉置農政企画課長 確かにハードディスクというこのディスクなのかもしれませんが、コ

ンピューターの本体だと理解していただければ。それをハードディスクと呼んだりしている場合もございますので、基本的にはパソコンの本体部分と理解をしていただければと思います。

○満行委員 それを見ると、これでいくと11万6,550円なんですか、ハードディスクは。

○玉置農政企画課長 はい、45番ですので、11万6,550円という形です。パソコンの種類、いろいろ年式にもよりますし、どんどん新しいものが出ますので、例えば旧型落ちとかすればかなり安いのもありますので、そこでいろんな価格帯のものが出てきていると理解をしております。

○満行委員 次の13ページの50番もハードディスクと書いてあるんですけど、これも我々から見るとハードディスクに見えないんですけど、これもハードディスクですか。

○玉置農政企画課長 これはパソコンではなくてハードディスクレコーダー、CD-ROMとかそういったものを再生したり録画するもので、先ほどの45番とは確かに形式は異なりますけれども、このハードディスクも画面を接続すればCD-ROMとかを画面に呼び出したり録画したり、機能的には似たような部分もあると思っております。

○満行委員 余談ですけど、50番のこれではパソコンにつないでCDは読めないと思いますので、ぜひ勉強してください。

通常の財政の査定では通らないような備品をたくさん買っておられるのかなという気がします。ぜひ今後しっかり査定というか精査の上で備品は購入しないと、これは県民から見て理解をできないかなと。どうしても必要な部分もあるんだろうと思うんですけど、高額、なおかつ通常では普及もしていないような機器が見受けられますので、ぜひ今後は、されるでしょ

うけれども、よろしくお願いを申し上げたいと思います。とりあえず以上で終わります。

○坂口委員 先ほどの山形屋関連で、ちょっと嫌われそうだけど、山形屋が県に報告がおくれたのは、公取委から行政に対してはまだ知らせるなという指導があってということだけど、何を知らせるなと言ったんですか。8月22日にオンラインにのせているということとの整合性をちょっと知りたいんです。具体的にはどういう指導だったんですか。

○荒武畜産課長 いつ公取から処分をされるのか、その処分の内容も含めて、要するに公取から処分をされるという内容も含めて一切行政には報告をするなというふうに言われたというふうに聞いております。

○坂口委員 公取委が入っているということについて知らせるんじゃないんですか。こういう事実があったということは、早急に改善しなさいというのが公取委のあるべき姿だと思うんです。

○荒武畜産課長 申しわけございません、そういうことです。公取委が入ったのは8月20日です。公取委が入って調査をしているということについて、公取委が記者発表するまでは言うなということだったということです。

○坂口委員 県はこういう問題に対して、そういった偽装なり何なり不祥事があったときにはどうしなさいという指導は通常やっていないんですか。

○荒武畜産課長 所管しているところが農政じゃないということもありますけれども、いずれにしても、私ども直接公取委とお話ししましたし、福岡まで出向いて、どういう案件なのか教えてくれということをいろいろ聞きましたけれども、一切教えていただけなかったことを考

えますと、なかなか難しいのかなと思っております。

○坂口委員 いや、そうじゃなくて、うちはこのいう不祥事をしてしまいましたということについては報告してしかるべきだと思うんです。そのことで公取委が入っていますということは伏せるにせよ、こういうことを起こしてしまいました、お客さんにはこういう対応を今いたしております、今後こうやりますということは、遅くとも8月22日までには県に対して報告がなされるべきで、今の説明では、公取委から山形屋に対して一切口外するなよというトーンで聞こえたんですよ。それは多分常識的には、公取委が今おたくに入っているということだけはまだどこにも知らせないでくれということに限定されていたんじゃないかと思うんです。早く改善方をしろというのは、むしろ公取委としてはそこで指導すべきことだと思うんです。だから、お客様にもオンラインを通じて公表した、そして商品代は払いますよという対応もやったということで、公取委がそういうことを県に報告するなというわけがないんですよ。また、そういうことを公取委が山形屋に対して指導していたならば、県としては公取委に何かのクレームをつけるべきだと思うんです。そこらはどんなぐあいだったんですか、内部で協議されたんですか。

○押川委員長 そういう規定があるかないかということも質問の中に入っていると思います。

○荒武畜産課長 畜産課としては、申しわけありません、その規定について承知しておりません。

○坂口委員 それはちょっと甘いと思うんですよ。説明を受けたときは、どんなだったですか、公取委から一切とめられているという感覚で受

けなかったですか。ただ、今の話とこの流れを聞いていると、公取委は、うちが調査に入っていることだけは黙っておけよというだけで、ほかの指導はしていないと思うんです。それなら山形屋はむしろ県に対して即報告すべきで、県も何らかの対応をそこで出すべきがあるべき姿ですよ。それが山形屋からなされなかったということについては、公取委がとめたから仕方ないで終わらすというのは、余りにも県は対応が甘過ぎる。

○荒武畜産課長 そういうこともありまして、24日に再度山形屋に来ていただきまして、関係部局全部集まりまして事情聴取を行いました。その中で、当然、なぜおくれたのかということについて追及いたしまして、それについては、てんまつ書の中できちんと報告するように言いまして、それについて山形屋から、今後、山形屋の責任として報告できる案件については早急に報告いたしますということが入っております。

○坂口委員 先ほどの説明では、そういうことは一切なくて、公取委がとめているから、今まで県も承知する立場になかったんだという受けとめ方、僕の解釈違いじゃなくてそういう説明だったんですよ。公取委がとめているおかげで10月23日までわからなかったんだという説明で、県が通常指導をしていれば、遅くとも8月22日にはこのことは県に対して、それを部分的に除いて、こういう事実があったんだ、今後についてこう考えているということは報告がされなきゃだめだし、そのことについて個別に文書なりで指導がなされてなきゃ、ただ言いわけを聞きましたでは認識が余りにも甘いんじゃないかということで、これは僕の感想として言っておきますよ、これに対しては。

もう一点、鳥インフルエンザ対策です。説明

がありましたように、いよいよこれから冬場を迎えてシーズンに入っていくんですけど、具体的に農場側で物理的な部分で防ごうとしたとき、侵入防止とかいろんなことがこれまで想定されたとか、こういうものがないんじゃないか、効果的じゃないかということが随分説明なんかもあったんですけど、今、農家サイドには具体的に予防策としてどういう取り組みを言っているんですか。

○押川家畜防疫対策監 今年度の報告の中でも、野生動物、野鳥というようなことが原因説として挙げられておりましたので、野生動物の侵入をどうやって防ぐかということにある程度主眼を置かせていただきました。県内には1,000農場ございますので、各農場にすべて家畜保健所の職員の立ち入りをさせました。1,000羽以上の農場でございますけれども、そういったことをやらせております。例えばブロイラーに関しましては、空舎期間に立ち入りしなさいというようなことで、内外からきちっと見なさいというところまで指導をやっております。それでチェック項目をある程度想定しておりまして、そのチェック項目に基づいて指導表を農家さんにもお渡しして、その改善をしていただく、そしてそれを確認するというような作業で、きちりできることをやりましょうというような形でやっていっております。1,000羽以下の農家もいらっしゃるわけございまして、そういう農場につきましても、今後でございますけれども、きちんと対応するような指導をとっておりますし、巡回の傍らに農場にも啓発に行っているという状況はございます。以上でございます。

○坂口委員 今年度、例えば防護フェンスですね、ネットなんかに対しての助成、県費支援とか、そういった補助事業とか県単なんかで考え

られるというような感じだったんですけど、そういうものの予算の計上というのは。

○押川家畜防疫対策監 その辺のところも、今回指導している中で、例えば防鳥ネットの不備とか見つかった場合には、国の事業がございませう。そういったもので対応するようにあわせて指導も行っております。

○坂口委員 今から指導じゃちょっと遅いと思うんです。農家は既に準備して待っているのが一つあるのと、市町村も既に予算化しているんです。県がまだ調査の段階というのは、ちょっと遅きに失するんじゃないかという気がするんですね。具体的に農家から、ああやりたい、こうやりたいというのはアンケート等で挙がってきていると思うんです。県からの決裁も何もおとりこなくて、実行待ちの状態だと聞くんです。そうすると今後ますますおくれでいいですよとなつて、それからネットを注文したりすると後手に回るんじゃないかと思って、作業のおくれを心配しているんですけど、どう考えておられますか。

○押川家畜防疫対策 それにつきましては、我々もシーズン前ということでかなり認識しております。今、事業主体を畜産協会のほうにお願いしておりますので、そういったところの作業を急がせている状況もございませう。それから、県で配布する消毒用石灰につきましても、今年ないし11月の初めまでに配布するというような作業を現在進めているところでございませう。

○坂口委員 これはどこから入ってくるかわからないし、入れば周辺が5キロやられたり10キロでしょう。だから、むしろこれはしりをたたいて急がせるべきで、具体的な要望とか考え方をまとめていないところに集中的に指導しながらでも積極的に予算は流していくべきだと思う

んです。そして即事業に入るべきだと思うんです。そうでないと、みんな出そろうのを待って、完璧なのを待っていたんじゃ、いざというときに間に合わない。それを心配して農家も既に準備しているし、町や市も準備しているわけです。そこらあたり上乘せするのかわからないのか、どの事業まで県が拾ってどの事業を市町村に拾わせるのかといった作業もまた要るわけでしょう。これは急がないと間に合わなくなる可能性があると思うものですから、ぜひ急いでほしいということ。これは要望でとめておきます。

○榎藤委員 今に関連して、まず、学者等が本県の場合の研究チームを発足させたんですが、これはもう終わったんですか。終わって報告書等で、1つの原因に特定することはなくても、これこれのケースだからこういう備えが必要だとか、そういう答申というか、結論みたいなのは出ているんですか。

○押川家畜防疫対策監 国の感染経路究明チームによりますと、報告がなされております。残念ながら原因の特定には至っておりませう。ただ、今回のウイルスの性状を見ますと、中国の青海湖関連、そういったところの関連株だというようなところもございませうし、熊本県でクマタカからとりましたウイルスも青海湖関連というようなところもございませう。ですから、そういったことを想定いたしますと、一応、渡り鳥の国内への持ち込みを想定しているという結論はつけられております。

それから、鶏舎にどういったものが持ち込んだかということにつきましては、防鳥ネットの不備も若干ございましたので、野鳥、それから日向市の事例では、ちょうど真ん中あたりに、一番最初に発生したところに、後で調査した段階でネズミのふんが落ちていたというような

ころを踏まえますと、野生動物が鶏舎に持ち込んでいることが想定されるということで、今後はこういったものの防疫対応をするべきだというように結論づけて報告がなされております。以上でございます。

○榎藤委員 このことに対しては、日にちは忘れましたが、先ほど推進大会をやったということでありますが、どのようなことに力点を置いて今後の対策について、项目的なこととか、今おっしゃったようなことをやっているんですね。

○押川家畜防疫対策監 個別の指導につきましては、先ほど申し上げましたように、家畜保健衛生所の職員がしらみつぶしに調査いたしまして指導もしておりますから、そういう中で先ほど申し上げましたような指導を行っているという状況がございます。10月2日に防疫推進大会を開催しました折には、先ほど申し上げましたような防疫の対応をしっかりとっていただきたいということも踏まえて、もし発生した場合の対応の仕方を十分に周知しておいて、理解を得ておく必要もあるんじゃないかというところで、そういう2つに力点を置いて防疫推進大会を行ったところでございます。

○榎藤委員 未然防止ということになれば、ネットを張るとかそういったもの等は、相当な金額とかがあって借入れが負担になるとか、金額的にはどれぐらいなんでしょうか、例えば1,000羽とか1万羽とかそういう施設で。

○押川家畜防疫対策監 金額については、農家の状況に応じてその分対応していくというようなことで、今、私どもが聞いている状況の中では、そんなに高額にならないというようなお話を聞いておりますので、農家にそんなに無理強いをさせている状況ではないんじゃないかとい

うふうに考えております。以上でございます。

○榎藤委員 時間もありませんから、次に進みますが、2ページのプレスリリースの1の、被害の状況がわからずに、共済の手続をしなかったんだけど、来年度以降は支援してあげますよということは、言葉としてはわかるんです。一部聞いているのは、西都市では種代か苗代かの補助をするというような、そういうもう少し具体的にちょっと。確認事項ですから、そういうことを想定してされているんだろうということしかわかりませんので。

○玉置農政企画課長 具体的なものはこれからになると思いますけれども、金額等はまた別途資料をお送りしますが、10アール5,000円出すという形で決定しているところでございます。共済ですので、特別積立金でやる場合、通常は薬剤費等損害防疫防除事業というのがあるわけですが、これは薬剤費等に用途が限定されるんですが、今回につきましては、種苗費とか肥料代とかそういったものにも使えるような形で、枠も拡大するというようなことで、農水省としても新たな措置として決定をしたというふうに聞いております。

○榎藤委員 それから、2の食用の補てん金の考え方、補てん金の算定に際して、その基礎となる出荷・販売、主食用に向けられるもの云々というこの流れの説明と、どういうことをするんですか。9億5,000万の中にそれも入っているんですかという疑問なんです。

○玉置農政企画課長 2番目は、品目横断的経営安定対策といって、米とか麦、大豆とかいろんな経営体全体での所得補償というものでございまして、これについては、所得の補償を得られる米の品質が一等から三等米という形に通達上限定されているんですけれども、それ以外に

も、主食用に仕向けられると判断されるものについて、所得補償の支払いのための計算があるんですけど、そういった計算の中に含めましょうというようなことで、詳細については今具体的に農水省で詰めているというような状況でありまして、これと3ページ目の共済とは全く別物でございます。

○榎藤委員 今の考え方で、要するに消費ベースのとらまえ方ではなくて、生産ベースで差額補償、品目別の補償をしていきたいと思いますという考え方であるから、食用であろうが何であろうが、生産した量に対して品目別の考え方を踏襲しましょうということなんですか。

○玉置農政企画課長 主食用以外だと加工用というのがあるんですけども、加工用は大体契約栽培なので価格が決まっているんです。主食用の場合だと、自主流通米センター、価格センターの入札取引みたいな価格が上がり下がりますので、そういったものに仕向けられるものであれば価格が乱高下するので、価格下落の部分は補償してあげよう。ただ、一等から三等という等級がもともとありますので、ある程度それにそれない形で、全量というよりは品質的なもの、一等から三等に近いようなものという意味での主食用の仕向けられるという意識なのではないかなと思っております。

○榎藤委員 駆け足でいきます。資料3の11ページ、電子ホッチキスというのが手続外で購入されているわけです。私も実際に作業をやってみていないのでわからないんですが、手が痛くなるとかそういうものを防げるんだろうとは思いますが、これは実際に購入されているわけですが、メリット面とか、買わなきゃいかんという必要性等について、認識不足なんですけど、ちょっと。

○玉置農政企画課長 ホッチキスもいろいろサイズがあって、これはとじられないと思いますけれども、例えばこの半分ぐらいのもの、手のものだととじられないのがあって、そういう厚いものは、がしゃっと入れるとガッチャッとしてくれるんですね。ですから、とじたいものが厚い書類の場合はこういったものでないととじられないということで、こういうものを購入したということでございます。

○榎藤委員 私たちも若いころに、ガシャンとするやつはここが痛くなると。部数が多かったら大変だなと、そういうことを思い出しながら聞いたわけでありまして。

それから、資料1の3ページのごみ箱、3万7,170円ですが、これ等も通常のお店で買えばこんなに高いのかなと、自分の家に買うんだったらこんなを買うのかなと、そういう感覚がするんです。これなんか、貿易会社か銀行かの応接間にあるごみ箱のような気もするんですが、これはしかし、金を使い切るというようなことでいろいろ問題がありそうなんです。これそのものは、買ったわけですから、説明はともかくとして、取得年月日を見てみますと、12月とか1月で、これは憶測まじりの話で悪いですが、予算が余りそうだったら、例えば1ページの一番上の営農支援課のところだと、プリンターが100万ぼんと買えるということ。私は、これは裏金とはいいいながら、通常の稟議制度に乗ってやられてきたんじゃないかなというふうに思うんですね。担当者が勝手に買うとか、そういうことはできなかったんじゃないかなというふうに思うんですが、これは稟議の書類とかそういうものはないわけですか。

○玉置農政企画課長 これを買うための稟議書という形になっていませんので、ないです。

○**榎藤委員** 逆にこれを通常手続で買おうとしたら、稟議制度はあるんですね。

○**玉置農政企画課長** 当然、物品購入の要求書を出して買います。

○**押川委員長** 本日の報告事項の中でほかにありませんか。

私のほうからお願いしたいんですが、2の今回の特別積立金を取り崩して、先ほど説明がありましたとおり、10アール当たり5,000円、農薬とかほかのものにも該当できるということですが、今回は被害が出ているということで、農水省のほうには、共済組合もそうですが、5,000円なら5,000円、現金で支給していただくほうがいいという農家が多いようでありますから、おつなぎをしておきたいと思います。

それから、主食用については、この間、農水省に行ったんですが、今回、規格外のA、B、CのAはカウントしたいと。Bまでカウントしていただきたいということで要望はしておりました。品目横断的経営安定対策の中で、規格外のAは何とかしましょうということは今考えていただいているようであります。

それから、先ほど中野委員からも出たんですが、知事似顔絵のシール、9月議会で我々この委員会でも議論をして、宮崎のブランドをつくるのに30年、40年かかってきているわけです。不特定なものにシールが張られることによっていろんなところで少しずつ害が出てきておるわけでありますから、我々委員会としても、ぜひ県の指導の中で今後対策を打ってもらわないと困ってくるが出てくるのではないかとというふうに考えておりますから、あわせてお願いをしておきたいと思います。

○**山下副委員長** まず、畜産課長にお聞きしたいんですが、先ほど説明がありますように、鳥

インフルエンザの時期になってきたんですが、ことしの1月にインフルが出たときに、いわゆる本来の地鶏を飼っておられる、放し飼いの農家ですね。地鶏の普及というのは、本来の地鶏ですね、地頭鶏の場合は1平米当たり2羽の飼育の条件というのがあるんですが、インフルエンザがまたはやってくる時期になってきまして、舎外で飼っておられる農家の問題点でしょうか、舎外で飼っておられる農家の処置と申しますか、適正な指導、その辺は順調にいつているんでしょうか。

○**荒武畜産課長** 非常に心配をしているところでございますけれども、当然、舎外で飼っておるのはネットをかけておりますが、そのネットもきちんと通常一般的に指導しているように、野鳥等の侵入がないようなネットにするように、すべて指導は徹底しております。少なくとも地頭鶏の協議会についてはすべて徹底してその指導をしております。

○**山下副委員長** 地頭鶏に限らず、赤鶏とか、ぶりとか、そういう地頭鶏以外の地鶏を飼っておられる農家もかなりあるだろうと思うんですが、今後やはり宮崎の名産として地鶏を普及させていく場合に、舎外の飼い方、これは本当に普及ができるのかなという心配があるんですが、その辺の普及の考え方をお聞かせいただくとありがたいです。

○**荒武畜産課長** 舎外で放し飼いをしているという飼い方について、その農家についても先ほど言いましたとおり指導は徹底してしております。ただ、それについて舎飼と舎外の飼い方についてやはりリスクが違うんじゃないかというふうなお話だと思いますけれども、それについては、今のシーズンになりましたら、屋根をふくというのはなかなか厳しゅうございますの

で、寒冷紗をひくような指導とか、それぞれ地域地域で対策を考えながらやっているところがございます。

○山下副委員長 舎外の鶏舎に対して、今回発生したときもそうだったんですが、いわゆる心配の種が、舎外で飼っておられる農家の指摘というのがかなりあったんです。そういうところの問題整理というのはできているんですか。

○荒武畜産課長 一般のプロイラー農家等から、大変心配しているというお話は聞いております。そのためにその対策をどうするかということで、今申し上げましたとおり、野鳥の侵入がないようにということで、ネットの整備等についてきちんと指導しているところでございます。もう一点は、野鳥の専門家に聞きますと、野鳥というのは飛びながらふんをするというのはほとんどないというふうに聞いておりますので、そういう面でも、屋根があるかないかについては、専門家の判断からすると、そんなにリスクは変わらないのかなと思っておりますけれども、いずれにしても、先ほど言いましたとおり、なるべくリスクを少なくするというので、冬場になりましたら、寒冷紗をするなり何なりそういうことの指導もやりながら、いかにリスクを少なくするかについては指導を徹底していかんといかんというふうに思っております。

○山下副委員長 建設業の方々が今、異業種参入、農業参入ということで相談があるんです。舎外での地頭鶏中心に、本来の地鶏ですね、この普及もしていかなければならないと思うんです。本来の地鶏の普及については、そういう定義づけ、指導がぴしゃっとなされれば、普及は可能だということですね。

○荒武畜産課長 それについては、地頭鶏でやっていることと同様の防疫対策をきちんとやって

いただくということが前提になろうかと思いませんけれども、当然推進していきたいというふうに考えております。

○押川委員長 ほかにその他でございせんか。それでは、以上をもちまして農政水産部を終了いたします。執行部の皆様、御苦労さまでございました。暫時休憩いたします。

午後 3 時 48 分休憩

午後 3 時 50 分再開

○押川委員長 それでは、再開をいたします。皆さん方で何か御意見等があれば伺いますけれども、なければ……。

○井本委員 こういう伏せているのが、公金でこうやって契約して買ったときには当然向こうの名前は出るわけで、そうでしょう。普通の落札であれば当然名前は出るわけ。こういうふうにしたときには出ないということは、もっとおかしい。もっと出さなきゃいかん、こういうときこそ。逆に隠すということがおかしいじゃないか。そうでしょう。普通は出すんだから。普通物を買ったときは、今度は出らん。何かやましいことをしているのかと思っている。私はこういうときは当然名前を出すべきだと思います。

○押川委員長 業者名を出せということですね。ほかの委員さん方、何か。

○坂口委員 それに関連してだけど、これは最初に執行部が、名前は出さないからということでその情報を集めたから出せないんだといっているが根拠がない。今後の考え方だけど、僕らがこれをどう扱うかについては別の問題で、決算委員会の方に備品まですべて確認する方法とか。というのが、僕らも今考え時だなのと思うのが、今、宮崎県議会の評価というのは、県民とか全国の目からはかなり低い評価ですよ。

それは、知事のいろんな発言があつて、嗅覚が足りんとか、チェック機能が低いということで、そうだなと見られている部分があるけど、いや、それは絶対ない、100%完璧だと言えん部分もある。やっぱりこういうぐあいにして疑問を残しながらやってきた部分があるから、自分たちに与えられた責任は100%果たす、そのために会期が必要なら、1年かけてでもやることはやるという基本スタイルに変えていかんと、ことごとく……。僕らは今まで、なるだけ執行部の足はとめずに県民サービスにそのエネルギーを向けさせて、議会としては必要最小限度の審査だけすることがいいんじゃないかということで来ている部分があると思う。でも、これをいつ今度やられるかもわからん。これから次の問題がまた発生したとき、議会は嗅覚が足りなかったんじゃないのと。我々は資料を出しましたよとか、そこらは今、井本委員が問題視されたように、今後の委員会やら議会の対応の仕方というのを基本から僕らも考えていかにやいかんことがあるんじゃないかなという気がするんですね。

○中野委員 この備品台帳はすべての委員会に公表しているんですか、写真含めて。

○押川委員長 一緒です。

○井本委員 後は委員長協議か何かでこれについてやってもらわんといかんけど、例えば監査委員には全部明らかにするとか。

○押川委員長 そうでしょうね。そうでないと監査は調べようがないですもの。

○井本委員 監査委員ぐらいにはせめて、これは取っ払って見せるというぐらいにしてもらわんと。このままで済ませるわけには我々いきませんよ。

○坂口委員 監査委員に幾ら見せても、監査委員は監査業務に関して知り得たことは外に言え

ないんです。だから、僕らが知ったこととはまた別問題になるんです。

○榎藤委員 あえて個人名は絶対出さんというから協力したんであって、これをさつき井本さんが言ったように、おまえのところは高いじゃないか、何で随契でこんなにたくさん納めているのかと、西臼杵支庁では、600万も前渡ししておっておかしいじゃないかということと言わなきゃ……。それはもう西臼杵で業者といたら、電話帳を見れば大体わかるんだけど、この調査委員会としてのルールだったからできたという部分もあると思うんですね。ただ、我々がそれでいいとは思わんということは今、言っているんだらうと思うんです。

○押川委員長 委員長会じゃなくても、委員長である程度横の連絡をとって、この問題についてどういう意見が出たかということも調査させていただいて、どうしても委員長会議を正式に開くということになれば、また議長に御相談を申し上げて、そういう形をとっていけるような形をしたいと。

○榎藤委員 そういう意味では、私は今度の9月議会で総務部長に聞いて、決算の修正はしませんと言ったんですが、決算書の修正はしなくても、資産にこういうものを加えていくんだから、この決算はこうだったけど、14年度にこういうものを買いました、15年度、16年度、その分プラスマイナスを本当はしていかないかんんじゃないかなと思います。決算書の修正じゃなくて、今回の簿外資産が出たきたところの何らかの追加的なやつは、資産がふえるわけですから、それはそのまましておきますよということにはならんと。単年度決算のルールとは違うと思うんですね。そういうことも集約するんだらう。

○押川委員長 わかりました。あわせてそれぞれそれぞれ委員会で横の連絡をとってみたいと思います。

それと、先ほど坂口委員からも出ておりましたけれども、オンラインショップ関係、皆さん方もそうでありましたけれども、こういったものも、2カ月後に我々議会に報告されるようなことだから、これもやっぱり言われたように、もう少し早く議会に報告すべき、あるいは県がそういうことを知ったときには、すべて教えてもらうようなシステムは必要だなと思うんです。あわせてそういうことも協議をさせていただきたいと思います。

○中野委員 地鶏に関する知事のシールもかなり出ていますね。山形屋の件も知事のシールがあったからいろいろなことがわかるというか、公取委まで耳に入って調査が行われた。おわび状を出しているのに、その2カ月後に県に報告するという業者の態度というか、おくれですね、今から発生したときにまたしばらくしてから出てくるといかんから、ただでんまつ書を添付させて終わりじゃなくて、おくれたということも含めて厳しい措置をすることでほかへの厳しさも指摘できると思うんです。

○坂口委員 どこでどうであれ、とにかく公取がとめたのは、公取が入ったということだけは伏せておいてくれということだと思うんですよ。山形屋ぐらいの店だったら報告はしていると思う。

○中野委員 本当に商品自体の誤表示だったのかな。

○押川委員長 では、委員長の皆さん方にもそれぞれ委員会の意見の出方を聞かせていただいて、今後協議をさせていただいて、11月議会に間に合えば、私のほうで報告をしながら対策を

打っていきたいと思います。正副委員長にそこらあたりは任せてください。4時からほかの行事もあるみたいですし、特別なければ、一応委員会を閉めたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 では、以上をもちまして委員会を閉めたいと思います。お疲れさまでございました。

午後3時58分閉会